

令和5年度答申第12号
令和6年3月18日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 井 川 信 子 印

個人情報の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年1月12日付け松子字第1329号の3をもって諮問のあった個人情報の非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和4年11月8日付け（11月22日付け補正）で、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「平成〇〇年に〇〇〇より〇〇〇〇を旧世帯主として行った〇〇〇〇及び〇〇〇〇の松戸市への住民票等の居所異動・変更に係る手続きに関する文書」その補正として、「松戸市における児童手当に関する書類、松戸市における医療費助成に関する書類」（以下「本件公文書に記録されている個人情報の記録」という。）について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、令和4年11月29日付け個人情報非開示決定通知書により、開示請求に係る個人情報が記載された文書は、市で保有していないため、松戸市個人情報の保護に関する条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当（不存在）することを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和4年12月1日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

審査請求人は、令和5年1月17日付け反論書を提出した。

審査請求人は、令和5年10月16日付け再弁明書の申入書により、松戸市長及び松戸市教育委員会に対し、現在、7件の審査請求をしており、再度の弁明を求める意見を提出した。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、請求対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 昨今のIT化の流れを考えれば、データベースとして保管されているのが自然である。

(3) 記録が別途残っているからこそ本件処分を行うことができたと考えられる。

4 処分庁の説明要旨

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

松戸市公文書管理規則第8条第2項に定める別表左欄の公文書区分中「許認可等に関するものでその効力を有する期間が5年以下のもの」の保存期間「5年」の規定に則り、平成28年4月1日から令和3年3月31日まで書類を保管し、令和3年4月1日に保存期間が超過したため、書類及びデータの廃棄をした。

よって、開示請求のあった個人情報を保有していないため、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するため、本件公文書に記録されている個人情報の記録の不存在を理由とする非開示決定をした。

以上のことからすると、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の定義

条例は、定義として、第2条第1号において、

「(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」
と規定する。

次に同条第7号において、

「(7) 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」

と規定する。

上記の条例の定めからすると、条例に基づき、公文書に記録されている個人情報の記録を開示するためには、市の機関の職員が文書を職務上作成し、又は取得したこと及びそれを市の機関の職員が組織的に用いるものとして、市の機関が保有していることが前提となる。

具体的には、松戸市事務決裁規程（昭和38年松戸市訓令甲第6号）第9条別表、又は松戸市教育委員会事務決裁規程（昭和48年松戸市教育委員会訓令第3号）第8条別表に掲げる専決権者（課長、所長等、一定の権限を有する者）からの指示等、組織としての直接的又は間接的な関与があり、作成又は取得した文書であることを要し、公文書の開示は、専決事項のうち、主務課長が文書管理者（松戸市公文書管理（平成14年松戸市規則第23号）第4条第2項）として、決裁責任者（市長、市長の権限の受任者及び専決権限を有する者をいう。）となり、本件公文書の「児童手当に関する書類」及び「医療費助成に関する書類」については、担当職員が主務課長（子育て支援課長）の指示を受け、決裁を起案した時点で組織共用文書に該当する。

ここで決裁とは、決裁責任者が、その権限に属する事務の処理に関し、最終的に意思決定をすることをいい、本件公文書については、子育て支援課長がその任に当たる。

そして、決裁後は、文書管理者によって、課の事務又は事業の執行上、業務上必要なものとして利用又は保存されていることを要し、職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得し組織としての利用を予定していない文書、決裁を予定していない文書のほか、利用・保存を終え廃棄した文書は、開示請求の対象とならない。

（2）本件開示請求への対応について

開示請求について、条例第10条（個人情報の開示）は、

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされている

ものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの

(2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」と規定する。

本件公文書に記録されている個人情報の記録は、審査請求人の子に関する記録に含まれる審査請求人に関する記録であり、特定の個人を識別できる書類として、保有している場合には、個人情報の記録に該当し、開示請求の対象となり得る。

本件処分においては、当該文書の不保有を理由として、処分庁は非開示決定を行っている。

(3) 「本件公文書に記録されている個人情報の記録」の存否について

次に、当審議会において、処分庁の説明を聴取し、改めて処分庁に対して電磁的記録を含め存在の確認を求めたところ、子ども医療費助成に関する電磁的記録において、平成〇〇年に作成された審査請求人の健康保険加入情報の記録がデータとして管理されていることが判明した。

(4) 結論

よって、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 1月12日	諮問書の受理
令和 5年11月16日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 5年12月21日	第2回審議会（審議）
令和 6年 1月26日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 6年 2月29日	第4回審議会（審議）
令和 6年 3月18日	第5回審議会（審議）